

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月9日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	コントロール建屋中央制御室排気ファン(A)の点検において、ファン取付軸部に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
2	2号機	移動式炉内計装系検出器ケーブル接続状態点検において、ケーブル固定方法が取扱説明書と相違(5チャンネル)していることが認められたため、対応検討。(使用に問題なし)	D	
3	2号機	コントロール建屋中央制御室冷凍機(A)制御盤の点検において、補助継電器取付台座の爪部に破損(2個)が認められたため、当該台座を交換。	D	
4	2号機	コントロール建屋電気品室冷凍機(A)制御盤の点検において、補助継電器取付台座の爪部に破損(2個)が認められたため、当該台座を交換。	D	
5	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)電気品室空調制御盤の点検において、タイマーリレーのつまみ破損(1個)が認められたため、当該タイマーリレーを交換。	D	
6	2号機	タービン建屋地下1階復水系配管サポート溶接部の一部に割れが認められたため、当該サポートを補修。	D	
7	2号機	所内用圧縮空気系工事用空気元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
8	2号機	非常用ディーゼル発電機(A)空気冷却器点検において、空気冷却器(L, R側)水切り板溶接部の1箇所へ亀裂が認められたため、当該亀裂部を補修溶接。	D	
9	2号機	設備監視において、原子炉建屋炉心上部監視用ITVの映像不良(モニター画面のちらつき、ゆがみ)が認められたため、当該ITV設備を点検。	D	
10	3号機	第2給水加熱器ドレン冷却器(A)入口管ドレン弁(1、2次側)にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
11	3号機	復水脱塩装置(A)塔採水操作において、「自動弁異常」警報が発生したため、現場確認したところ再循環弁及び復水出口弁の切り替わりが遅いことが認められたため、原因を調査。	D	
12	4号機	スクリーン設備バー回転式スクリーン(C)電動機点検において、負荷側・反負荷側軸に摩耗が認められたため、対応検討。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	加熱蒸気系排ガス予熱器供給圧力調節弁において、制御不良(目安値0.57~0.68MPaに対し指示値0.90MPa)が認められたため、当該調節弁を点検。	D	
14	3,4号廃棄物処理設備	固化系温水器(B)出口圧力計の点検において、指示値に判定値外れが認められたため、当該計器を校正。	D	
15	その他	水処理設備の薬液貯槽の液位が変化しない事象が認められ、薬液注入ポンプ(A)の不良が考えられるため、当該ポンプを点検。	D	
16	その他	電子式線量計の外部校正機関による点検校正において、点検校正規格の基準値外(±15%に対し-48%)が認められたため、対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353